

## 総代会の機能について

当金庫は、「会員による自治」を基本に、会員同士の「相互信頼」と「相互繁栄」の精神を基本理念とした協同組織金融機関です。こうした協同組織金融機関である信用金庫の最高意思決定機関は総会です。ここでは、多くの信用金庫が総会に代えて採用している「総代会」についてご説明します。

### 総代会制度について

信用金庫の会員は出資口数に関係なく、ひとり1票の議決権を持ち、総会を通じて経営に参加することができます。しかし、当金庫においては、会員数が大変多く、総会の開催が事実上不可能なことから、総会に代えて会員の代表者からなる総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関であり、会員ひとりひとりの意見を適正に反映できるよう、会員の中から選任された総代により運営されております。

また、当金庫では総代会に限定することなく、日常の営業活動を通じて、総代や会員の皆さまをはじめとして、さまざまなお声を経営施策に反映させるように努めております。

総代の選任や総代会の運営方法等につきましては、基本的事項は信用金庫法に、細則は当金庫の定款に定められております。そして、こうした事項の基本は「会員の自治」であります。

### 総代とその選任方法

#### (1) 総代の任期・定数

- 総代の任期は3年です。
- 総代の定数は、50人以上80人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。なお、平成28年6月30日現在の総代数は80人で、会員数は15,754人です。

※総代選任規程により、総代の数はその選任区域ごとの定数の半数を欠くに至らない場合は、補欠総代の選任を行わないことができます。

#### (2) 総代の選任区域

- 当金庫の地区を8区の選任区域に分ち、総代の定数は会員数に応じて各選任区域ごとに定めております。

#### (3) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っています。

そこで総代の選考は「総代の資格基準」に基づき、次の手続きを経て選任されます。

- ① 会員の中から総代候補者選考委員を選考する。
- ② その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ その総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

#### (4) 総代の資格基準

- 当金庫の会員のうち
  - ① 会員の意見を公正に代表できる見識を有する人格者であること。
  - ② 金庫の運営に貢献しうるに足る社会的経済的活動を有する人であること。

### 第73期通常総代会の決議事項

第73期通常総代会（平成28年6月17日）において、次の事項が付議され、それぞれ原案通り了承されました。

#### 報告事項

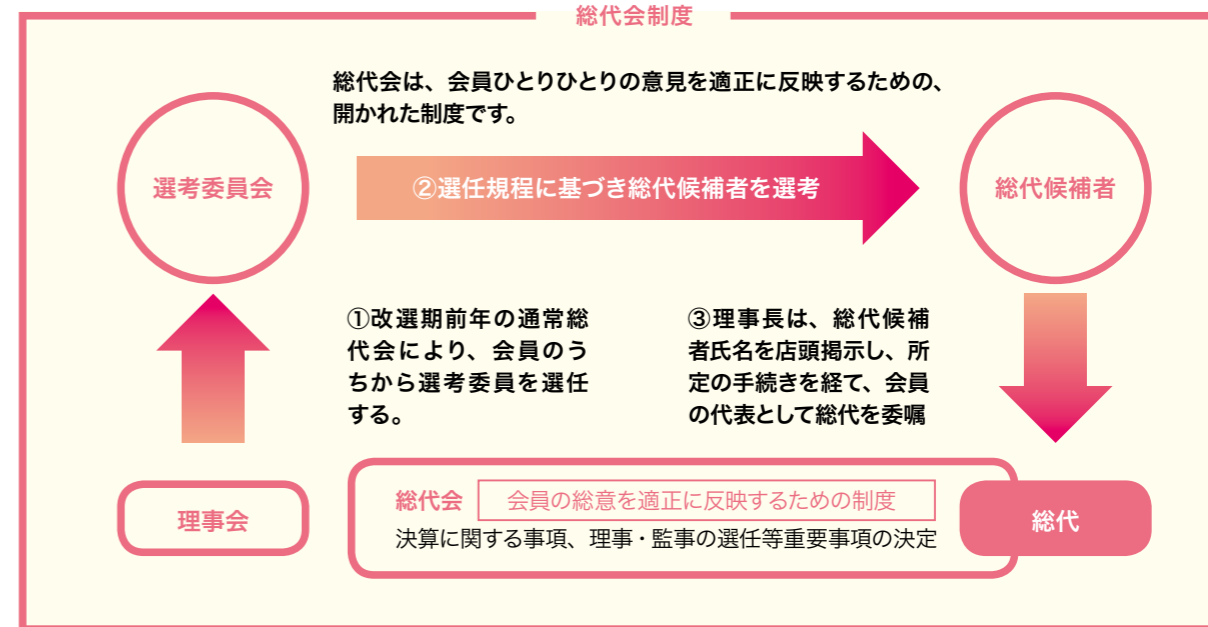
第73期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 第73期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 定款の一部変更の件（総代選任に関する施策追加）
- 第3号議案 理事および監事改選の件
- 第4号議案 役員退職慰労金贈呈の件



### 総代会制度



### 総代が選任されるまでの手続きについて

